

盗聴法（通信傍受法）改正案を批判する

2015. 7. 21

弁護士 山下 幸夫

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案のうち、通信傍受法の改正案は、施行時期（公布後6ヶ月以内、同3年以内）に対応して2つに分けられている。

I 対象犯罪の拡大、対象犯罪拡大に伴う要件の厳格化（組織性要件の追加）

1 対象犯罪の拡大

別表第一は現行法上の対象犯罪であり、①薬物犯罪、②銃器犯罪、③集団密航、④組織的殺人と極めて限定されていた。

これに加えて、今回、別表第二が追加されることになっている（公布後6ヶ月以内に施行）。

特に、窃盗、詐欺、恐喝、強盗などの財産犯が入れられたことにより、対象犯罪が普通の犯罪に大きく広がることになる。

また、傷害、傷害致死、普通殺人なども追加されている。

対象犯罪を拡大したことで、非常に盗聴のハードルが下がったことは確かであり、今後は、刑事警察の捜査においても、盗聴が日常的に使われるおそれがある。年間数十件から数百件に拡大するおそれがある。

盗聴においては、別件盗聴が認められている。別件盗聴のハードルも下がることになる。

第14条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げるもの又は死刑若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。（今回の改正案による条文）

最大の問題は、今回、対象犯罪が大幅に拡大されたが、その基準は、捜査にとって必要か有用かという基準であったという点である。

今回の法案が成立すると、今後も、捜査の現場のニーズを踏まえて、対象犯罪が拡大されることになる。

秋の臨時国会に提出されると言われている共謀罪法案では、一気に700近くもの共謀罪が新設されるとされるが、これらが全て盗聴の対象犯罪とされる恐れがあり、今回の基準によれば、それを食い止めることが困難である。

2 要件の厳格化（組織性要件の追加）について

今回拡大される別表第二の対象犯罪の場合には、組織性要件が追加される（第

3条1号のかっこ内）。

これまでの「数人の共謀であると疑うに足りる状況があるとき」との要件が、「別表第二に掲げる罪にあっては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われるものに限る。」とされている。

しかし、これは、組織犯罪処罰法2条1項の「組織」の定義である「指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。」が緩和されている（下線部分が削除されている）。

この点については、対等な横の関係の者との間でも盗聴可能にするためという説明が法制審ではなされていたが、組織性の要件が緩和されたために、複数による共犯関係にある者が何回か犯罪を繰り返すような場合にも、広く盗聴が認められるおそれがあり、到底、「要件の厳格化」といえるようなものではない。

もともと、現行法が、「数人の共謀を疑うに足りる状況があるとき」という要件にして、特に組織性を要件としていないのは、現行法の対象犯罪（別表第一）は本来的に組織犯罪であったからであり、今回、まがりなりにも組織性の要件を入れざるを得なかったのは、本来的な組織犯罪ではない一般の犯罪を対象犯罪としたからである。

しかし、運用が進むにつれて、組織犯罪と言えないような場合でも、対象犯罪として認められるようになることが危惧される。

II 特定装置の導入

公布後3年以内に実施

従来の立会人を不要とする新しい盗聴を認めるものである。特に、Bが危険である。

A 一時的保存を命じて行う通信傍受（法案20条）

検察官又は司法警察員が指定する期間に行われる全ての通信を、通信管理者等に暗号化させ、当該暗号化により作成される暗号化信号について、一時的保存をさせる方法による傍受方法のこと（20条1項）

- ① 検察官又は司法警察員は、通信管理者等に対して、原信号を暗号化させ、暗号化信号を一時的保存させる（20条2項）。
- ② 検察官又は司法警察員は、通信管理者等に対して、傍受をする通信の相手方の電話番号等の情報を保存することを求めることができる（20条3項、但し、例外につき同4項）。
- ③ 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所に立ち入ってはならない（20条5項）。
- ④ 終了後。通信管理者等に命じて、暗号か複合化して、傍受をした通信を再生する（21条1項）。

- ⑤ その際には、該当性判断のための傍受（スポット傍受）を行うために、最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができる（21条3項）。
- ⑥ 別件傍受ができる（21条5項、15条）。
- ⑦ 傍受の再生は、傍受の理由又は必要がなくなった場合には、傍受ができる期間内にあってもできない（20条9項）。
- ⑧ 通信管理者等は、復号が終了したときは一時保存を消去しなければならない（22条1項）。
- ⑨ この場合には、通信管理者等の立会人制度は維持されている（21条1項等）。

B 特定電子計算機を用いる通信傍受（法案23条）

検察官又は司法警察員は、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしている間に行われる全ての通信について、暗号化させ、暗号化信号を、傍受の実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させた上で行う傍受方法であり、以下の2つの方法を認めている。

- ① 受信と同時に復号化し、その場で再生して傍受する方法（23条1項1号）
- ② 受信と同時に一時的保存をする方法により、傍受をする方法（同2号）

いずれについても、立会人は不要とされている（23条1項）。

傍受の際には、該当性判断のための傍受（スポット傍受）を行うこと（21条3項）や別件傍受ができる（21条5項、15条）ことは、Aの場合と同様に認められている（23条4項）。

このBの傍受方法は、検察庁や警察署において、立会人がいない状態で盗聴することを認めるものであり、特定電子計算機（パソコン）の仕様をいじって、その裏から、聞き放題のラインを引くようにすれば、法律の様々な規制をくぐりに抜けて、傍受し放題にすることも技術的には不可能ではない。

立会人がいないため、一体何が行われているのかを誰もチェックできないところで、警察が盗聴することを認めたら、そのようなことも防げなくなる。

暗号化は、通信内容が漏洩したり、第三者が傍受するおそれが除去するためのものであるが、それは直ちに立ち会いを不要とするものではない。

過去に緒方宅盗聴事件を引き起こしたにもかかわらず、未だに組織としてはその事件があったことを謝罪していない警察に、そういう権限を与えて良いかどうかという問題である。

今回の盗聴法改正は、捜査権限の大幅な拡大を認めるものであり、村木事件などをきっかけにした捜査権限の抑制による冤罪防止という法制審の目的から見ても極めて不合理である。

これにより、特に警察は、盗聴捜査を日常化させ、関係のない多くの国民の通信が傍受されることになる。

以上